

議 事 日 程 (第1号)

平成28年8月30日(火) 午前10時開会

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案第64号 湖西市名誉市民の決定につき同意を求めることについて
日程第4	議案第65号 湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第5	議案第66号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第6	議案第67号 湖西市梶田多目的運動広場条例制定について
日程第7	議案第68号 湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第8	議案第69号 湖西市税条例等の一部を改正する条例制定について
日程第9	議案第70号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
日程第10	議案第71号 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
日程第11	議案第72号 湖西市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
日程第12	議案第73号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第13	議案第74号 平成28年度 住吉地区命山整備工事の契約締結について
日程第14	議案第75号 市道の路線の認定について
日程第15	議案第76号 平成28年度湖西市一般会計補正予算(第2号)
日程第16	議案第77号 平成28年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第17	議案第78号 平成28年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第18	議案第79号 平成28年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
日程第19	議案第80号 平成27年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第20	議案第81号 平成27年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21	議案第82号 平成27年度湖西市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第22	議案第83号 平成27年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第23	議案第84号 平成27年度湖西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第24	議案第85号 平成27年度湖西市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第25	議案第86号 平成27年度湖西市病院事業会計資本金の額の減少及び決算の認定について

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開会

○議長（二橋益良） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年9月湖西市議会定例会を開会いたします。

○議長（二橋益良） 事務局長から報告事項を申し上げます。

〔議会事務局長 山本一敏登壇〕

○議会事務局長（山本一敏） 議案書の受理について申し上げます。9月定例会に市長から提出されました議案は23件でございます。その内容は人事案件3件、条例の制定・一部改正7件、平成28年度補正予算4件、平成27年度歳入歳出決算認定7件、その他2件でございます。

6月以降の議会活動につきましては、お手元に配付いたしました市議会日誌のとおりでございます。以上で報告を終わります。

○議長（二橋益良） 次に平成27年度湖西市財政指標について、総務部長から報告がございます。総務部長。

〔総務部長 飯田勝義登壇〕

○総務部長（飯田勝義） それでは平成27年度湖西市財政指標について御報告いたします。

初めに（1）健全化判断比率についてであります。

まず、表の一番左側の実質赤字比率でございますが、これは一般会計における赤字の大きさを標準財政規模に対する比率であらわすものでございます。平成27年度一般会計の実質収支額は黒字でありましたので、非該当ということで値の記載はございません。

続きまして、その右側の連結実質赤字比率であります。国民健康保険事業などの特別会計及び病院や水道事業などの企業会計を含めた全ての会計に生じた赤字の大きさを、標準財政規模に対する比率であらわすもので、平成27年度連結実質収支額は黒字でありましたので、先ほどと同様、記載はございません。

続きまして、その右側の実質公債費比率です。一般会計等が負担する元利償還金などを標準財政規模に対する比率であらわしたもので、過去3年間の平

均で7.6%となっております。

次に、一番右側の将来負担比率でございます。地方債残高など一般会計が将来負担すべき実質的な負債を標準財政規模に対する比率であらわしたもので、34.6%となっております。

括弧内の数字は、総務省の定めた早期健全化の基準値であります。

続いて（2）の資金不足比率であります。水道事業会計、病院事業会計、公共下水道事業特別会計とも、資金不足は生じておりません。

ページの後ろに監査委員の意見書がついております。どの項目も早期健全化基準を下回っており、財政は健全と認められるとの御意見でございます。以上で報告とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 報告は終わりました。

ここで市長の挨拶がございます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 改めまして、おはようございます。台風も直撃を免れました。ありがたいことでございます。本日ここに平成28年9月湖西市議会定例会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

去る7月11日の参議院議員通常選挙結果により、衆参両院それぞれにおいて改憲発議が可能な状況になりました。また、18歳の若者の投票率が高かったことは、うれしいニュースでございました。さらに7月31日の東京都知事選挙におきましては、初の女性知事が誕生しました。時代の変化を感じる2つの選挙でありました。

そして、リオデジャネイロでのオリンピックでは、多くの競技において日本人選手が大活躍し、我々に感動を与えてくれたのは、記憶に新しいところであります。また、競技終了後に日本人応援団が会場のごみを拾って帰るといった報道がなされ、日本人のマナーのすばらしさ、礼儀正しさが世界に称賛されたことは、大変誇りに思うところであります。間もなく開催されますパラリンピックにおきましても、同様に日本人の活躍を楽しみにしているところでございます。

次に、提言活動であります。私が訴えてまいり

ました廃棄物処理施設の解体撤去に関する循環型社会形成推進交付金適用が、全国市長会の総会で、本年度の重点提言の中に取り入れられました。また、当市の活動といたしまして、7月20日に静岡県知事に都市計画道路松山茶屋松線整備計画などを説明し、内陸フロンティアへの認定要望と意見交換をしてみました。さらに7月25日には、浜松・湖西・豊橋道路の早期事業化につきまして、静岡県、愛知県の両県へ出向き、国への積極的な働きかけを要望してみました。

次に豊田佐吉翁生誕150年記念の事業でございますが、7月に子供バス見学会、8月には佐吉翁が最初に発明した豊田式木製人力織機を子供たちの手により組み立てを行っております。また、佐吉翁顕彰祭の10月30日には記念限定酒の発売を予定しております。そして来年早々には、佐吉翁を紹介するテレビ番組が放映できるよう、現在、関係者と打ち合わせを進めております。このように、来年2月11日の豊田佐吉翁生誕150年記念式典に向けて、着実に実践、企画していることを御報告申し上げます。

さて、今回の9月議会は平成27年度の決算認定の審査をしていただく議会でもあります。今回、本定例会に提出させていただきました議案は、条例制定や補正予算など全部で23件でございます。後ほど議案の説明をさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 挨拶は終わりました。

午前10時09分 開議

○議長（二橋益良） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（二橋益良） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に13番 島田正次君、14番 馬場衛君を指名いたします。

○議長（二橋益良） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を本日から9月30日までの32日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議ありませんので、そのように決定いたします。

次に休会日についてお諮りいたします。8月31日から9月7日、10日、11日、14日から29日は、議案調査のため休会といたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○議長（二橋益良） 日程第3 議案第64号 湖西市名誉市民の決定につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第64号につきまして御説明申し上げます。

名誉市民は、本市住民または本市に特に関係の深い者で、市勢の興隆、社会、文化の発展に貢献し、特に功績が顕著で、本市の功労者として住民の尊敬的と仰がれる者に名誉市民の称号を贈るものがあります。

今回推挙させていただきます方は、郷土の偉人、豊田佐吉翁であります。佐吉翁の報恩・創造の精神は、湖西市青少年少女発明クラブや豊田佐吉翁顕彰祭、豊田佐吉翁記念奨学金など、さまざまな活動を通じ、今なお湖西市に生き続けております。市民がより一層深く豊田佐吉翁の遺徳を顕彰し後世に伝えていくためにも、生誕150年を契機に佐吉翁を名誉市民に推挙するものであります。

同意をいただきました暁には、商業活動における

佐吉という名称の使用、ロゴマークの使用などにつきまして、今まで以上にその扱いについて統一を図っていきたくと考えております。

なお平成29年2月11日土曜日に予定しております豊田佐吉翁生誕150年記念式典の際に、授与式をとり行いたいと考えておりますことを申し添え、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第64号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（二橋益良） 日程第4 議案第65号 湖西市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第65号につきまして御説明申し上げます。

教育委員の袴田雄司氏は、本年9月30日をもって任期が満了いたします。

袴田氏におきましては、平成24年10月に就任して以来、子供を持つ保護者としての視点から、学校教育に関する貴重な意見をいただいております。また、平成27年10月からは教育長職務代理者として精力的に職務を務めておられ、この間、新教育委員会制度における総合教育会議において、教育大綱の制定について御尽力をいただいております。

人格、識見ともにすぐれた適任者であると考えま

すことから、引き続き委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期につきましては平成28年10月1日から平成32年9月30日までの4年間であり、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第65号は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（二橋益良） 日程第5 議案第66号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第66号につきまして御説明申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及と高揚を図るために各市町村に置かれているものであります。この委員は法務大臣が委嘱し、任期は3年となっておりますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長は委員の推薦に当たり議会の意見を聞くことになっております。

現在、本市の人権擁護委員は8名となっておりますが、外山 宏委員が平成28年12月31日をもって任期満了を迎えます。

外山 宏委員は、平成26年より1期務めていただいております。人格識見高く、社会貢献の精神に基づき熱意をもって人権擁護活動に従事していただいております。

りますことから、適任と考え再任すべく推薦するものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

本件は質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第66号は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（二橋益良） 日程第6 議案第67号 湖西市梶田多目的運動広場条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第67号につきまして御説明申し上げます。

6月議会定例会において、社会体育施設等の指定管理者制度導入のための関係条例の整備に関する条例制定について、議決をいただいたところでありますが、指定管理者公募の準備の段階で、梶田多目的運動広場が地方自治法第244条の2第1項に規定する公の施設としての条例制定が必要であることが判明しました。

平成29年度からの指定管理者制度の導入に合わせて、同項の規定に基づき梶田多目的運動広場の条例を制定するものであります。

施行日は平成29年4月1日といたしておりますが、附則で施行日前においても指定及びこれに関し必要なその他の行為を行うことができるとしておりますので、本議案の議決をいただきましたなら、10月から公募を行い、指定管理者の指定に係る議案を12月

定例会に上程する予定であります。

なお詳細につきましては教育次長より補足説明させていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 教育次長に補足説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 落合 進登壇〕

○教育次長（落合 進） それでは湖西市梶田多目的運動広場条例についての補足説明をさせていただきます。

第1条は趣旨、第2条は名称及び位置を定めるものであります。

第3条は使用時間、第4条は供用日を定めるものであります。

第5条は管理を指定管理者が行うことを定めるものであります。

第6条は使用の許可について定めるものであります。

第7条は使用の制限について定めるものであります。

第8条は利用料金について定めるものであります。

第9条は使用の許可を受けた者の使用权の譲渡禁止を定めるものであります。

第10条は使用許可の取り消し等を定めるものであります。

第11条は使用の許可を受けた者の原状回復の義務を定めるものであります。

第12条は施設、設備等の損傷または亡失をした者の損害賠償について定めるものであります。

第13条は管理を指定管理者にかわって市長が行うことができることを定めるものであります。

第14条は委任について定めるものでございます。

附則第1項は施行期日及び施行期日前においても行うことができることを定めるものであります。

附則第2項はこの条例の施行に伴い湖西市議会の議決に付すべき公の施設の廃止または長期かつ独占的利用に関する条例中、湖西市梶田多目的運動広場を追加する一部改正をあわせて行うことを定めているものでございます。説明は以上です。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第7 議案第68号 湖西市議会議員及び湖西市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第68号につきまして御説明申し上げます。

公職選挙法施行令の一部が改正され、国の選挙における選挙運動の公費負担の限度額が引き上げられました。

湖西市議会議員選挙及び湖西市長選挙における選挙運動の公費負担の限度額については、国の選挙における選挙運動の公費負担の限度額と同額の金額としていることから、公職選挙法施行令の改正にあわせ、本条例の改正を行おうとするものであります。

なお詳細につきましては総務部長から補足説明させていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 飯田勝義登壇〕

○総務部長（飯田勝義） 補足説明させていただきます。

議案書は11ページ、参考資料は7ページからとなります。

第4条及び第6条の改正については、選挙運動用自動車の公費負担に関するもので、車両の借りに係る公費負担の限度額は、1日につき1万5,300円を1万5,800円に、燃料の代金に係る公費負担の限度額は、1日につき7,350円を7,560円に、車両と燃料を区別できない場合の限度額は、1日につき2万2,650円を2万3,360円にそれぞれ引き上げるものであります。

第9条及び第10条の改正につきましては、選挙運動用ビラ作成の公費負担に関するもので、1枚当た

り7円30銭を7円51銭に引き上げるものであります。

第13条及び第14条の改正については、選挙運動用ポスター作成の公費負担に関するもので、1枚当たり510円を525円に引き上げるものであります。

附則といたしまして、本条例の施行日を公布の日からとするものであります。以上でございます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第8 議案第69号 湖西市税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第69号につきまして御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律が、平成28年3月31日に交付されたことに伴い、湖西市税条例等の一部を改正する必要が生じたものであります。

改正の内容は、第1条関係が延滞金額の計算期間の見直し、及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴う特例適用利子及び配当等に係る個人市民税の特例の新設などであります。

第2条関係は、第1条関係の改正に伴い、平成27年12月定例会で議決いただきました規定の一部を改正する必要が生じますことから改めようとするものであります。

なお詳細につきましては総務部長から補足説明させていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 飯田勝義登壇〕

○総務部長（飯田勝義） 補足説明させていただきます。

議案書は12ページから19ページ、参考資料は11ページからとなります。説明は新旧対照表に沿って進

めさせていただきます。

初めに、第1条の湖西市税条例の一部改正につきまして説明させていただきます。

第19条は、平成26年12月12日の最高裁判所判決を踏まえ、国税において延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算する見直しが行われましたことから、それに準じて延滞金の計算期間について第5号及び第6号の規定を追加し、関係する条項を改めるものであります。

第34条の8は、条文中の字句について改めるものであります。

第43条は、第19条と同様に国税における延滞金の計算期間等の見直しに準じて改正するものであります。改正内容は、法定納期限内または納期限後に修正申告等で減額更正された後に、課税算定の誤り等により税額が増額になった場合において、当該減額更正後の税額と増額更正後の税額との差額部分について延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算するもので、第4項の規定を追加し、条文中の字句について改めるものであります。

第48条は、第43条と同様の理由により、第5項を追加することによる項ずれを改めるとともに、条文中の字句についても改めるものであります。

第50条につきましても第43条と同様の理由により、第4項を追加するとともに条文中の字句についても改めるものであります。

附則第21条の2は、日本と台湾との民間取り決めとして日台租税取決が平成27年11月26日に署名されたことから、所得税法等の一部を改正する法律第8条における外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正により、台湾の方が日本居住時において海外金融機関等に係る利子及び海外株式等に係る配当の支払いを受けた所得に対し軽減税率の適用後、個人住民税を課す規定を加えるものであります。

附則第21条の3は、前条の追加に伴う条ずれ及び条文中の字句等を改めるものであります。

次に、第2条は平成27年12月定例会におきまして議決をいただきました湖西市税条例の一部を改正する条例、平成27年湖西市条例第33号でございますが、

その中の市たばこ税に関する経過措置の一部を改正するものであります。

改正内容は、さきの第19条の改正に伴いまして、表中の条項及び字句等について改めるものであります。

最後に附則の説明をさせていただきますので、議案書の18ページをごらんください。

附則の第1条は、条例の施行日を平成29年1月1日からとするものです。ただし、第1条中湖西市税条例附則第21条の2の改正規定及び同条を同条例附則第21条の3とし、同条例附則第21条の次に1条を加える改正規定は、所得税法等の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行日とするものであります。

第2条は市民税に関する経過措置について規定するものであります。以上でございます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第9 議案第70号 湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第70号につきまして御説明申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律が、平成28年3月31日に公布されたことに伴い、湖西市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、今回提案させていただくものであります。

改正の内容は、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に、特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を含めようとするものであります。

附則といたしまして、本条例の施行日を法附則第1条第5号に掲げる規定の日とするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第10 議案第71号 湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第71号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、湖西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は大きく2点であります。

1点目は、建築基準法施行令の改正に伴うもので、4階以上に保育室等がある場合、これまでは室内と階段室との間にある付室に窓もしくは排煙設備の設置義務がありますが、これを通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて各階段に流入することを有効に防止する構造等によいものとする改正であります。

2点目は、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の保育の担い手確保のため、職員配置に係る特例として、朝夕等の児童が少数となる時間帯に配置する保育士の資格要件の緩和、幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用、研修代替要員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化を規定し、またこの場合の保育士以外の職員配置は配置基準以上必要な保育士の3分の1以内と規定する改正であります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第11 議案第72号 湖西市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第72号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、湖西市子ども医療費助成の償還払いにおける申請期限の起算日について、静岡県子ども医療費助成事業事務取扱要領との整合を図ろうとするものであります。

内容といたしましては、第7条における償還払いの申請期限について、保険給付を受けた日の翌月の初日から起算して1年以内とされているものを、診療日から起算して原則として1年以内とすることで、県補助金の交付要件と合わせるものであります。また、あわせて字句の整理を行おうとするものであります。

附則といたしまして、本条例は平成28年10月1日から施行し、第7条の規定は平成28年10月1日以後に受ける医療に係る医療費について適用しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第12 議案第73号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第73号につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、管理職員特別勤務手当について、管理監督職員が災害への対処等の臨時・急用の必要により、やむを得ず平日深夜に勤務した場合に管理職員特別勤務手当を支給できるようにするものであります。

附則といたしまして、本条例の施行日を公布の日からとするものであります。よろしく御審議賜りま

すようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第13 議案第74号 平成28年度住吉地区命山整備工事の契約締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第74号につきまして御説明申し上げます。

平成28年度住吉地区命山整備工事については、去る7月27日、特定建設工事共同企業体制度及び総合評価落札方式を用いた一般競争入札を執行いたしました。

その結果、参考資料48ページのとおり、山平・鳥井特定建設工事共同企業体が2億7,756万円で落札いたしましたので、落札者と工事請負契約を締結しようとするものであります。

なお本工事につきましては、平成30年3月9日の完成を予定しております。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第14 議案第75号 市道の路線の認定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第75号につきまして御説明申し上げます。

参考資料の49ページをごらんいただけますでしょうか。

新所原駅周辺整備事業に伴い、新所原駅の南北駅前広場を結ぶ歩行者専用道路及び新所原駅北口駅前広場と新所原笠子線を結ぶ歩行者専用道路の2路線

を新たに市道として認定するものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第15 議案第76号 平成28年度湖西市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第76号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,482万3,000円を増額し、総額を219億4,483万8,000円にしようとするものであります。

歳入の内容を申し上げますと、繰入金、繰越金、諸収入を増額し、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、市債を減額するものであります。

歳出の主な内容を申し上げますと、ふるさと納税寄附金をふるさと応援基金に積み立て、新所原駅周辺整備事業寄附金及び地震津波対策の推進寄附金を公共施設整備基金に積み立てるため、積立金を増額、滞納整理システムの改修及び市民税等の歳出還付金の増加に伴い、徴税事務費を増額、国の平成27年度補正予算地方創生加速化交付金により、3月補正で事業を前倒ししたことに伴い、それらの事業費を減額するものであります。

また歳入歳出予算の補正にあわせまして、債務負担行為の追加2件を予定いたしております。

なお詳細につきましては総務部長から補足説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 総務部長に補足説明を求めます。総務部長。

〔総務部長 飯田勝義登壇〕

○総務部長（飯田勝義） 補足説明させていただきます。

初めに、第2表 債務負担行為の補正について御説明いたします。議案書の32ページをごらんください。

平成28年度環境センター施設等整備事業は、粗大ごみを破碎する低速破碎機モーターが故障し、取りかえる必要が生じたため、債務負担行為の設定をするものであります。期間は平成28年度から平成29年度まで、限度額は2,138万4,000円であります。

平成28年度事務機器等リース料は、はつらつセンターの複合機を借り上げるため、債務負担行為を設定するものであります。期間は平成29年度から平成33年度まで、限度額は50万円であります。

続きまして、歳入歳出補正予算について御説明申し上げます。議案書は、戻りまして30ページ、31ページをごらんください。

初めに歳出について御説明申し上げます。

それでは補正予算に関する説明書10ページ、11ページをごらんください。参考資料のほうは53ページからとなります。

2款1項4目財政管理費の公共施設整備基金積立金の補正額は329万6,000円の増額で、新所原駅周辺整備事業寄附金227万9,000円及び地震津波対策の推進寄附金101万7,000円を公共施設整備基金に積み立てるため、積立金を増額するものであります。

次に、ふるさと納税推進事業費の補正額は2,480万円の増額で、ふるさと納税寄附金をふるさと応援基金に積み立てるため、積立額を増額するものであります。

5目企画費の補正額は396万4,000円の増額で、豊田佐吉翁生誕150年記念事業により作成をいたしました「佐吉ものがたり」「英訳付佐吉ものがたり」「佐吉の日めぐり」を増刷するため、印刷製本費及び使用料を増額するものであります。

14目秘書費の秘書関係経費の補正額は30万5,000円の増額で、新市長の就任に伴い必要となる事務経費を増額するものであります。

2項1目徴税費の徴税事務費の補正額は1,745万2,000円の増額で、職員退職に伴う臨時職員の賃金及び市民税等の歳出還付金の増加に伴う償還金をそれぞれ増額し、DV等の要情報保護者の情報を保護するため、滞納整理システムの改修に要する委託料を計上するものであります。

12、13ページをごらんください。

3款1項2目国民年金事務費の年金事務費、補正額は48万6,000円の増額で、国民年金保険料納付猶予制度の改正に伴うシステム改修に要する委託料を計上するものであります。

7目老人福祉費の在宅福祉費の補正額は5万6,000円の増額で、はつらつセンターの複合機が故障し修理不可能のため、新たに借り上げる複合機の借り上げ料を増額するものであります。

8目介護保険費の介護保険事業費の補正額は278万1,000円の増額で、国の地域介護・福祉空間整備推進交付金の内示を受け、介護ロボット等の導入にかかる経費に対する補助金を計上するものであります。

10目自立支援給付費の補正額は682万3,000円の増額で、平成27年度障害者自立支援給付費の国庫及び県費負担金の精算に伴う返還金を計上するものであります。

14、15ページをごらんください。

2項1目児童福祉総務費の子育て支援センター運営事業費の補正額は970万1,000円の減額で、3月補正で事業を前倒ししたことに伴い減額するものであります。

2目母子福祉費の母子家庭等自立支援事業費の補正額は348万8,000円の増額で、児童扶養手当法が改正され、平成28年8月から児童扶養手当の加算額が改定されたため、扶助費を増額するものであります。

3目保育所費の民間保育所助成事業費の補正額は50万円の減額で、3月補正で事業を前倒ししたことに伴い減額するものであります。

3項1目生活保護費の補正額は1,029万8,000円の増額で、平成27年度生活保護費及び生活困窮者自立支援事業費の国庫負担金等の精算に伴う返還金を計上するものであります。

16、17ページをごらんください。

4款1項2目健康増進費の予防接種経費の補正額は610万円の増額で、B型肝炎ワクチンが平成28年10月から定期接種化されることに伴い、委託料を増額するものであります。

次に、母子保健費の補正額は573万9,000円の減額で、3月補正で事業を前倒ししたことに伴い減額す

るものであります。

5款1項1目労働福祉費の労働福祉関係経費の補正額は200万円の減額で、3月補正で事業を前倒したことに伴い減額するものであります。

18、19ページをごらんください。

6款3項1目水産業振興費の水産業施設管理運営費の補正額は310万円の増額で、浜名漁協新居支所の製氷機及び冷凍設備機器の老朽化による機器入れかえのため、補助金を計上するものであります。

7款1項3目観光費の観光振興費の補正額は15万6,000円の増額で、浜名湖観光圏事業における浜名湖地域への外国人旅行客誘致を目的とした台北国際旅行博出展に伴い、職員を1名派遣する必要が生じたため、旅費を増額するものであります。

10款1項2目事務局費の事務局関係経費の補正額は89万8,000円の増額で、職員の産休、育休に伴う臨時職員1名分の賃金を増額するものであります。

20、21ページをごらんください。

2項1目学校管理費の小学校施設管理運営費の補正額は122万3,000円の増額、3項1目学校管理費の中学校施設管理運営費の補正額は103万6,000円の増額で、ともに学校コンピューターのセキュリティー強化のため、インターネット接続通信制御ソフトのライセンス数の増加に伴う使用料、ウイルス対策ソフト等の設定変更手数料を増額するものであります。

4項1目幼稚園費の幼稚園総務費の補正額は661万3,000円の増額で、幼稚園教諭の産休、育休等に伴う臨時職員4名分の賃金を増額するものであります。

6項2目生涯学習費の生涯学習推進費の補正額は401万6,000円の減額で、3月補正で事業を前倒したことに伴い減額するものであります。

22、23ページをごらんください。

9目図書館費の中央図書館管理運営費の補正額は170万8,000円の増額で、設備の保守点検においてふぐあいを指摘されたため修繕料を増額、平成28年6月建築基準法の改正により、建築設備の点検報告が義務化されたため、手数料を増額するものであります。

次に、新居図書館管理運営費の補正額は219万

6,000円の増額で、新居図書館集會室と和室の空調機及び出入り口自動ドアの故障のため修繕料を増額するものであります。

以上、歳出の補正額は7,482万3,000円の増額であります。

続きまして歳入について御説明申し上げます。

補正予算に関する説明書4ページ、5ページをごらんください。あわせまして参考資料は50ページとなります。

10款1項1目地方交付税の補正額は3,043万8,000円の減額で、普通交付税額の決定により減額するものであります。

13款2項3目民生手数料の補正額は110万1,000円の減額で、3月補正で事業を前倒したことに伴い減額するものであります。

14款1項3目民生費国庫負担金の補正額は116万2,000円の増額で、児童扶養手当法改正に伴い平成28年8月からの児童扶養手当増額給付費分に対する国庫負担金を増額するものであります。

2項2目総務費国庫補助金の補正額は2,000万円の減額で、地方創生の深化のための新型交付金の対象事業から外れたことによるほか、3月補正で事業を前倒したことに伴い国庫補助金を減額するものであります。

6ページ、7ページをごらんください。

3目民生費国庫補助金の補正額は278万1,000円の増額で、地域介護・福祉空間整備推進交付金の内受を受け、国庫補助金を計上するものであります。

8目土木費国庫補助金の補正額は2,208万2,000円の減額で、地域住宅交付金の交付決定により、公営住宅等家賃対策補助金を減額するものであります。

3項3目民生費委託金の補正額は48万6,000円の増額で、国民年金保険料納付猶予制度の改正に伴い、年金事務費に対する国庫委託金を増額するものであります。

18款2項3目介護保険事業特別会計繰入金の補正額は3,563万1,000円の増額で、平成27年度介護保険事業特別会計の精算に伴い、介護保険事業特別会計からの繰入金を増額するものであります。

4目後期高齢者医療事業特別会計繰入金の補正額

は118万8,000円の増額で、平成27年度後期高齢者医療事業の精算に伴い、後期高齢者医療事業特別会計からの繰入金を増額するものであります。

5目国民健康保険事業特別会計繰入金の補正額は542万3,000円の増額で、平成27年度国民健康保険事業の精算に伴い、国民健康保険事業特別会計からの繰入金を増額するものであります。

8ページ、9ページをごらんください。

19款1項1目前年度繰越金の補正額は8,186万円の増額で、平成27年度の繰越金を増額するものであります。

20款6項2目雑入の補正額は3,891万3,000円の増額で、平成27年度療養給付費負担金及び広域連合事務費負担金の精算に伴い県後期高齢者医療広域連合納入金を増額、豊田佐吉翁生誕150年記念事業で作成した絵本・日めくり等の販売に伴い諸収入を増額、浜名湖観光圏事業の台北国際旅行博へ派遣する経費に対する静岡県市町村振興事業等助成金を計上するものであります。

21款1項16目臨時財政対策債の補正額は1,900万円の減額で、臨時財政対策債発行可能額の決定に伴い減額するものであります。

以上、歳入の補正額は歳出と同額の7,482万3,000円の増額であります。以上で説明を終わります。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時20分といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

日程第16 議案第77号 平成28年度湖西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第77号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ542万3,000円を追加し、総額を66億4,142万3,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしまして、歳出につきましては前年度一般会計繰入金の精算による返還のため、繰出金を542万3,000円増額しようとするものであります。

この繰出金の補正財源といたしましては、前年度繰越金542万3,000円を充てさせていただくものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第17 議案第78号 平成28年度湖西市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 議案第78号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,004万9,000円を増額し、総額を39億9,366万6,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしまして、歳出につきましては地域包括ケアシステム構築に向けた認知症地域支援推進員要請に伴う研修会参加のための負担金として3万8,000円、平成27年度の介護保険事業の精算に伴い超過交付金等を国、支払基金、県へ返還するための償還金として4,438万円、前年度一般会計繰入金の精算による返還のための繰出金を3,563万1,000円増額しようとするものであります。

補正財源といたしましては、前年度繰越金8,004万9,000円を充てさせていただくものであります。どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

○議長（二橋益良） 日程第18 議案第79号 平成28年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

なお議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長(三上 元) 議案第79号につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ126万4,000円を追加し、総額を5億8,072万円にしようとするものであります。補正の内容といたしまして、歳出につきましては前年度一般会計繰入金金の精算に伴う事務費繰入金金の精算金を返還するため、繰出金を118万8,000円、交換が必要なプリンタートナーを購入するため、需用費を7万6,000円増額しようとするものであります。

補正財源といたしましては、前年度繰越金を充てさせていただくものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(二橋益良) 説明は終わりました。

○議長(二橋益良) 日程第19 議案第80号 平成27年度湖西市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第25 議案第86号 平成27年度湖西市病院事業会計資本金の額の減少及び決算の認定についてまでの7件を一括議題といたします。

なお、これらの議案の朗読は省略いたします。

市長に提案理由の一括説明を求めます。市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長(三上 元) 議案第80号から議案第86号までの7議案につきまして一括して御説明申し上げます。

まず初めに議案第80号についてであります。

当初204億8,000万円でスタートいたしました予算は、計5回の補正を行い、12億2,746万3,000円を増額し、また前年度の繰越事業費を加え、最終的には221億7,247万円となりました。予算執行に当たっては、支出を少しでも抑えるよう努力し、財源の留保に努めました。

決算額につきましては、歳入は224億4,748万7,438円、歳出は210億6,106万852円となり、前年度と比べまして、歳入では約14億8,113万8,000円、

6.2%の減少、歳出では約15億5,128万1,000円、6.9%の減少となりました。

この結果、歳入歳出差引額は13億8,642万6,586円となり、このうち財政調整基金へ6億5,400万円を積み立て、繰越明許費等に充てるため翌年度へ繰り越さなければならない財源7,962万円を差し引いた翌年度繰越額は6億5,280万6,586円となりました。

続きまして議案第82号につきまして御説明申し上げます。

予算は3回の補正を経まして、最終的には65億8,832万9,000円になりました。決算額は歳入69億7,551万4,777円、歳出64億5,412万2,784円となり、前年度に比べ歳入では13.01%、歳出では11.78%のそれぞれ増加となりました。

歳入の内訳は、国民健康保険税、国庫・県支出金、社会保険診療報酬支払基金からの交付金等が主なものであります。

歳出は、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金が主なものであります。

この結果、歳入歳出差引額は5億2,139万1,993円となり、全額を翌年度に繰り越すものであります。

続きまして議案第82号について御説明申し上げます。

予算は2回の補正を経まして、最終的には37億9,441万9,000円となりました。決算額は歳入36億9,792万2,596円、歳出35億2,057万2,903円となりました。

歳入の内訳は、第1号被保険者の保険料と国、支払基金、県及び市からのそれぞれの負担割合による収入が主なものであります。

歳出は、介護給付費と地域支援事業費が主なものであります。

この結果、歳入歳出差引額は1億7,734万9,693円となり、うち介護保険給付費等支払準備基金へ6,034万4,563円を積み立て、1億1,700万5,130円を翌年度へ繰り越すものであります。

続きまして議案第83号につきまして御説明申し上げます。

予算は2回の補正を経まして、最終的には5億7,438万2,000円となりました。決算額は歳入5億

5,858万9,765円、歳出5億5,731万4,113円となりました。

歳入の内訳は後期高齢者医療保険料と一般会計からの繰入金が主なものであります。

歳出は総務管理費、広域連合納付金が主なものであります。

この結果、歳入歳出差引額は127万5,652円となり、翌年度に繰り越すものであります。

続きまして議案第84号について御説明申し上げます。

決算額は歳入17億6,593万142円、歳出16億9,381万8,158円となりました。

歳入歳出差引残額は7,211万1,984円となり、翌年度へ繰り越しとなりました。

歳入の内訳は、国庫支出金が2億5,273万円、市債は3億2,670万円となっており、歳入における構成比は国庫支出金が14.3%、市債は18.5%となっております。また一般会計から8億6,255万9,000円を繰り入れました。

歳出につきましては、事業費が9億8,453万3,875円でございます、そのうち浄化センター等管理費が2億8,384万4,242円、建設費が6億6,974万3,612円であります。

また公債費は7億928万4,283円でありまして、借入金の元金及び利子償還金であります。

続きまして議案第85号につきまして御説明申し上げます。

平成27年度の水道事業は、水質の安全性及び地震対策を考慮した管網の整備拡充を図り、生活や社会経済活動に欠くことのできない水道水を安全で安定的に供給することにより、公共の福祉を増進するよう努めてまいりました。

初めに財政状況についてであります。経済活動の収支を示します収益的収支につきましては、事業収益12億8,043万3,479円に対しまして、事業費用11億1,580万9,375円となり、1億6,462万4,104円の利益を計上することができました。

次に経営活動の維持発展を図るための設備投資及び企業債の償還等を示します資本的収支につきましては、収入額720万8,000円に対しまして、支出額は

4億2,965万3,697円となりました。この支出の主なものは、浜名線、日ヶ崎地内、配水管布設工事ほか22件、延長4,220メートルを施工したものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億2,244万5,697円は公営企業法の定めるところによりまして内部留保資金より補填させていただいております。

なお剰余金の処分につきましても、あわせて御審議をお願いするものであります。

続きまして議案第86号につきまして御説明申し上げます。

平成27年度の病院事業は、地域における基幹病院・中核病院として、地域医療の確保と医療水準の向上を図り、質の高い医療の提供に努めております。入院収益は医師の減員に伴う患者数の減少及び入院基本料の施設基準が7対1から10対1に変更となり、減収となりました。

高齢化社会に対応するため、東4階病棟を療養病床に変更する改修をいたしました。医療を取り巻く環境の変化に伴い療養病床としての利用を断念することといたしました。

さて病院事業会計の収益的収支は、収入額31億4,903万6,696円に対して支出額は34億9,137万7,220円となりました。

損益計算書による収支は、純損失3億4,895万2,996円となりました。

次に資本的収支は、収入額が4億8,298万8,000円で、支出額は4億8,358万3,071円となりました。この支出の主なものは、医療機器の購入及び企業債の償還金であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額59万5,071円は、現年度分消費税及び地方消費税収支調整額により補填させていただいております。資本金の額の減少につきましても、あわせて御審議をお願いするものであります。

以上、決算認定について、その概要を御説明申し上げます。監査委員の慎重なる審査を得ておりますことを申し添えます。

詳細につきましては、決算説明会において説明を

させていただくことを予定いたしております。以上で私の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 市長。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 1カ所、説明を間違えましたので、訂正をさせていただきます。

議案第82号と申しましたが、81号の誤りであります。1号を説明するときに2号と間違えて発言してしまいました。議案第81号でございます。失礼いたしました。

○議長（二橋益良） 説明は終わりました。

ここで監査委員より決算審査意見書が提出されておりますので、審査の内容について報告を求めます。監査委員、宮下信明君。

〔監査委員 宮下信明登壇〕

○監査委員（宮下信明） 代表監査委員の宮下でございます。それでは、ただいま議題となっております議案第80号から86号までの審査結果につきまして御報告申し上げます。

平成27年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算につきまして、地方自治法第233条第2項及び第241条第5号並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、市長から審査に付されましたので、牧野考二議選監査委員とともに審査をいたしました。

審査の方法は、提出されました決算書類などに関係部門の基礎となる事項を記載した諸帳簿及び証拠書類と照合し検証するとともに、その予算執行などが適正に行われているか、関係職員から説明を聴取いたしました。

その結果、審査に付された決算書などの係数は正確であり、いずれも地方自治法など関係法令に準拠して作成されており、執行状況などはおおむね適正に行われているものと認めるものであります。

次に、特筆すべき所見を申し述べますが、詳細につきましてはお手元に配付させていただいております意見書に記述いたしました結びにより御理解いただければ幸いに存じます。

ではまず、一般会計について申し上げます。

各種会計歳入歳出決算審査意見書、お手元の書類の46ページの結びをごらんください。

決算額は、歳入224億4,749万円で、前年度比14億8,114万円の6.2%減少、歳出は210億6,106万円で、前年度比15億5,128万円の6.9%減少となりました。また、歳入歳出差引額が13億8,643万円で、前年度比5.3%増、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は13億681万円で、前年度比6.4%増の黒字となりました。

歳入状況は、市税が前年度に比べ7億8,454万円、6.3%減少しており、この要因は法人市民税の対前年度比7億4,947万円、33.6%減少によるものであります。これは、平成26年4月の消費税増税による消費の落ち込みや、中国を初めとする新興国経済の景気減速に伴う輸出入貿易の変動、さらに法人市民税割の税率引き下げなど、さまざまな要因が影響しているものと考えられます。

また、ふるさと納税の寄附制度に積極的に取り組み、全国から約6億5,200万円本年度分の納付をいただきました。返礼分差し引き後、約2億6,500万円につきましては、有効に活用していただきたいと思っております。今後もこうした自主財源の確保と拡大をさらに進め、増収を図るとともに市税など歳入の動向を慎重に見きわめながら適切な財政運営を切望いたします。

市税の不納欠損額2,283万円においては、前年度に比べ滞納繰越分が4.1%と減少しました。静岡地方税滞納整理機構などとも連携し、引き続き徴収努力をしていただきたいと思います。

市債において、当年度末現在高は290億3,150万円で、借入額が減少しているものの、公共下水道事業に関する市債残高は全体の37.1%を占めており、当年度借入額は借入総額に対して17.3%を占めております。公共下水道事業は、将来の収益増加が余り見込めない状況であります。建物などの市債償還期限が約30年の長期にわたっているため、今後の借り入れの増額に関しては、事業推移を解析する中で収益性を精査し、公共性と経済性のバランスを図る必要最小限の借り入れに努められることを望むものであります。

歳出状況は、性質別区分で普通建設事業に22億8,971億円の投資を行い、都市計画を前進いたしました。今後も新所原駅周辺まちづくり事業などを執行していただくためにも、財源を確保する中で計画性を持ちつつ、遅滞なき市政の執行をさらに期待するものであります。

次に財政力指数であります。財政力指数は単年度指数で1.040、前年度0.974、3年度間の平均値0.993、前年度0.969となり、財政力が強くなったと算定されるものの、税収は減少しているのが現状であります。

なお特別会計基金運用状況及び財産に関する調査は、意見書のとおりであります。公有財産においては引き続き保有財産の活用を願うものであります。

今後も新・湖西市総合計画に沿った施策が進む中で、協働、少子高齢化、公共施設の老朽化に対する市民意識の高揚など、市民ニーズや社会環境に的確に対応できるよう、事業の見直しや経済的経費の抑制に努められることを希望いたします。そのためには、費用対効果を十分に検証し、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、3E、経済性・有効性・効率性を意識した業務の推進を図ることを切望いたします。

なお、行政に対する市民の負託に確実に応えていただくために、職員一人一人の意識改革と能力を高めるとともに、組織としての機能の徹底・強化に努め、内部統制の取り組みに邁進していただけることを期待いたします。

湖西市の特徴と魅力をいかんなく発揮し、新・湖西市総合計画の達成に引き続き尽力されることを望むものであります。

次に、水道事業会計について申し上げます。

公営企業会計決算審査意見書15ページをお開きください。

給水状況は、給水戸数2万5,360戸、前年度比0.3%減、給水人口6万422人、前年度比0.5%減、有収水量646万9,973立方メートル、前年度比0.1%減という状況でありました。

収支状況は、事業収益が12億8,043万円、前年度比0.8%減、事業費用が11億1,581万円、前年度比

1.5%減となり、税抜きでの純利益は1億4,687万円、前年度比6.9%増となっております。

これは主に前年度に会計基準の見直しが行われたことによる特別損失への影響や企業債利息の減少による事業収入よりも事業費用の減少額が大きくなったことにより、給水原価が抑えられ、1立方メートル当たり給水利益が18円2銭となり、前年度に比べ13円増加したことが一つの要因となっていると考えられます。

施設面においては建設改良費は前年度より減少していますが、今後も老朽化した配水管布設がえを含む耐震化工事の管網整備や水源改良工事などの投資的経費が見込まれるため、計画的な準備が必要であると考えられます。

今後は人口減少傾向で水道料金の一元化などの影響により、給水収益の増加は余り望めない状況であります。給水損益とのバランスを注視していく中で、湖西市水道ビジョンに沿った計画を実現し、将来に向けて健全な事業運営を行い、市民が安心して利用できる安全で良質な水の安定供給に努められることを望みます。

次に、病院事業に関してです。

病院事業会計について申し上げます。公営企業会計決算審査意見書の32ページの結びをごらんください。

平成30年度までの5年間の新たな改革プランをスタートさせて2年目となりました。地域における基幹・中核病院として安定した医療の確保と効率的で質の高い医療の提供に努めております。

しかし、人員体制においては前年度より比べ医師1人減、看護師1人増、技師・薬剤師など4人増、事務局員1人増という状況であり、入院基本料の施設基準変更により、看護師不足の課題が少し和らいだものの、医師・看護師は引き続き不足している状態であります。

医療状況においては、入院患者数2万9,473人、前年度比3.0%減、外来患者数9万6,437人、前年度比0.2%減であります。入院では、循環器内科、外科が増加したものの、内科、小児科、耳鼻咽喉科などが減少し、外来では、心のケア、精神内科等が増

加の傾向にあります。また泌尿器科は医師不足の影響により、入院・外来とも患者数の減少傾向が続いています。

経営状況においては、病院事業収益が31億4,904万円、前年度比2.6%減で、医業収益が1億5,760万円、前年度比5.8%減少しています。

収益低下の要因は、入院患者数の減少であり、一般病床利用率は40.3%で、前年度からさらに1.3ポイント下回っています。一般会計からの繰り入れは10億円であり、前年度に比べ32.8%増加しております。

収益状況において、純損失3億4,895万円、前年度比16.0%減で、未処理欠損金6,834万円、前年度比16.7%減となりました。これは前年度において会計基準の見直し処理が行われた結果として、欠損金が減少し、利益が会計上増加したためであります。欠損状態であることは変わりなく、資金繰りが大変厳しい状態であると推測されます。良好な経営の観点から、損失及び欠損金の圧縮が図られることを強く要望いたします。

経営においては、高齢化社会に対応するため、休床中の東4階の病棟を療養病床に変更する改修をしましたが、平成28年1月の厚生労働省での有識者検討会の報告結果から、療養病床としての利用を断念し、改装済みの施設は機能を全て流用できる一般病床として使用することとなりました。

また、財務状態においては、自己資本構成比率51.8%、前年度比2ポイントの下降、流動比率59.2%、前年度比24.4ポイント下降、現金預金比率17.1%、前年度比8.1ポイント下降という状況であります。流動比率の低下が示すように資金繰りが厳しく、特に現金預金比率の減少が激しく、経営的に苦しい状況に近づいている状況であります。地域における基幹・中核病院としての公立性を維持しつつ、良好な経営の観点から資本金や医療収入の増加、支出の圧縮など、総合的に病院事業を改革することを強く要望します。

今後も厳しい医療経営環境が続くことが予測されるため、引き続き医師・看護師の確保を重要課題として取り組むとともに、地域医療の中核病院として

の良質な医療と患者サービスを提供していただけますよう、人材育成と健全な病院経営に努められることを要望いたします。以上、会計別に所見を申し上げまして、決算審査の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 監査委員。

〔監査委員 宮下信明登壇〕

○監査委員（宮下信明） 失礼いたしました。一般会計の先ほどの市債についてのパーセンテージを言い間違えました。

市債において、当年度末現在高は290億3,150万円という続きですが、公共下水道事業に関する市債残高は全体の37.4%でございます。先ほど37.1%と申し上げました。失礼いたしました。

○議長（二橋益良） 監査委員の報告は終わりました。

お諮りいたします。ただいま12時になるところではございますが、議事を継続させていただくことをお許し願いたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） はい。

ここでお諮りいたします。ただいま議題となっております議案のうち、議案第80号につきましては質疑を省略した上、16人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（二橋益良） 異議なしと認め、議案第80号につきましては16人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、福永桂子さん、菅沼 淳君、土屋和幸君、高柳達弥君、楠 浩幸君、佐原佳美さん、渡辺 貢君、吉田建二君、加藤弘己君、竹内祐子さん、荻野利明君、豊田一仁君、島田正次君、馬場 衛君、中村博行君、神谷里枝さんの16名を指名いたします。

○議長（二橋益良） ここで決算特別委員会の正副委員長を互選していただくため、休憩とさせていただきます。なお、再開は午後1時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

冒頭に、監査委員から先ほどの審査の内容の説明について、訂正がございますので発言を求めます。

監査委員。

〔監査委員 宮下信明登壇〕

○監査委員（宮下信明） 代表監査委員の宮下でございます。先ほどの意見書の中で2カ所ほど言い回しを間違えました。おわび申し上げます。

まず、一般会計の中で歳出の性質別区分のところ申し上げました。普通建設事業に22億8,971万円の投資というところを、22億8,971億円と申し上げてしまいました。万円の間違いでございます。

それから、病院のほうの意見書の中で病院の科目を間違えました。外来では心のケア及び神経内科などが増加の傾向にありますと申し上げるところ、精神内科と申し上げてしまいました。

2カ所、訂正して深くおわび申し上げます。

○議長（二橋益良） 休憩中に決算特別委員会の委員長、副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告いたします。

委員長に馬場 衛君、副委員長に島田正次君に決定いたしました。御報告いたします。

○議長（二橋益良） 以上で本日の日程は終了いたしました。

ここで、本日委員会に付託いたしました議案を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（二橋益良） 議案第80号を除く議案に対する質疑事項のある方は9月5日正午までに通告してください。

また議案第80号の質疑につきましては9月6日正午までに通告をしていただきたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後1時03分 散会
